

平成28年度監査室監査計画

独立行政法人日本スポーツ振興センター監査室監査規程（平成17年度規程第26号）第6条の規定に基づき策定する平成28年度の監査計画については、以下のとおりとする。

1 監査方針

監査は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促すことにより、会計経理の適正性及び内部統制の有効性の確保に資することを目的とし、次の観点により実施する。

- ア 事務・事業の遂行が法令、規則等に準拠して適正に行われているか。
- イ 事務・事業の遂行及び予算の執行に当たり、経済性が確保されているか。
- ウ 業務の運営が中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に行われているか。
- エ 財務諸表及び決算報告書に関し、財務の状況が適正に表示されているか。

特に、平成28年度においては、会計検査院の現地検査による指摘を踏まえ、会計経理に関する監査及び資産管理の状況に関する監査を重点的に行うとともに、内部統制やリスク管理のモニタリング、フォロー対応にも留意して行う。

2 監査項目及び実施時期

内部統制の状況及びその有効性に留意し、次の会計監査及び業務監査の各監査項目について監査を実施する。

(1) 会計監査

ア 会計経理に関する監査

会計経理に関する事務手続が、会計規則、契約事務取扱規程等に従って適正に処理されているかどうかについて、年間を通じて監査を行う。

また、会計検査院の平成26年度決算検査報告に掲記された指摘事項（契約手続等の会計処理に関する不適切な処理）を踏まえ、契約に係る起案文書の回付を受け、確認するとともに、契約書、公印使用記録簿、支払伝票等の関係資料について、月例で監査を行う。

イ 資産管理の状況に関する監査

資産の管理及び事務手続が、固定資産管理規程、不動産貸付等細則、物品管理細則等に従って適正に処理されているかどうかについて、平成28年9月から平成29年3月までの間に、監査を行う。

ウ 競争的資金等に関する監査

国又は独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研

究資金の運営・管理の状況について、平成28年9月から11月までの間に、監査を行う。

監査の手続については、別に定める「競争的資金等に係る内部監査マニュアル」による。

(2) 業務監査

① テーマ別の監査

ア リスク管理に関する監査

リスク管理委員会に陪席するとともに、平成29年3月までに、平成28年度リスク管理アクションプランに基づくリスク対策の実施状況について検証する。

イ 文書管理に関する監査

法人文書の管理状況に関し、文書管理規程等に従って適正に処理されているかどうかについて、平成29年3月までに、監査を行う。

ウ ICT（情報通信技術）への対応に関する監査

平成29年3月までに、IT推進課にヒアリングを行うとともに、各部署が管理運用する情報システムについて、セキュリティ対策に係るヒアリング及び実査を行う。

② 部署別の監査

ア 本部監査

上記①のテーマ別の監査項目を中心に、「1 監査方針」に掲げるアからウの観点により、平成28年11月から平成29年3月までの間に、監査を行う。

イ 支所監査

上記①のテーマ別の監査項目を中心に、「1 監査方針」に掲げるアからウの観点により、平成28年11月から12月までの間に、監査を行う。

3 監査の方法

(1) 会計監査

会計事務を所掌する部署、競争的資金等の運営・管理を所掌する部署その他関連部署に対して必要な資料の提出を求め、書面監査、実地監査、その他適当と認める方法により実施する。

財務の状況については、毎月作成される合計残高試算表の内容が適正に表示されているかどうかについて、財務部に対して月例で監査を行う。

(2) 業務監査

内部統制推進部署である経営戦略室へのヒアリングを行うとともに、今年度のリスク管理アクションプランにおける重点対応リスクに係る担当部署（総務部、財務部、広報室、新国立競技場設置本部、国立競技場、西が丘管理部、スポーツ振興事業部及び学校安全部）を中心に2部署以上を選定し、必要な資料の提出を求め、書面監査、実地監査その他適当と認める方法により実施する。

支所監査については、5支所（仙台、名古屋、大阪、広島、福岡各支所）の中から2支所を選定し、業務監査を実施するほか、現金、預金及び固定資産の実査を行う。

4 監査結果の報告等

(1) 監査終了後の報告等

- ① 監査を担当する職員は、監査終了後、速やかに監査調書を作成し、監査室長に提出する。
- ② 監査室長は、監査調書の内容を確認し、必要に応じて監査対象部門の長に確認を求めた上で、監査結果を確定する。
- ③ 監査室長は、上記②の確定した監査結果について、速やかに理事長に報告し、監査対象部門の長に通知する。また、必要に応じて監事及び担当理事に報告する。
- ④ 上記③の理事長への監査結果の報告において、是正又は改善を必要とする事態があると認める場合には、上記③の監査対象部門の長への通知に当たり、是正改善の措置状況の報告又は改善計画の提出を求める。

なお、監査の結果については、「役員会へ付議すべき事項について」（平成27年2月10日役員会決定）の2-(3)に基づき、適時、役員会への報告を行う。

(2) 平成28事業年度終了後の報告

監査室長は、平成28事業年度の終了後、平成29年5月末日までに、内部監査報告書を作成し、理事長に提出するとともに、役員会に報告する。

5 監査結果のフォローアップ

監査の結果、監査対象部門に対して是正改善の措置状況の報告又は改善計画の提出を求めた事項については、その後の改善に向けた履行状況を点検し、その結果を理事長へ報告する。また、必要に応じて監事及び担当理事に報告する。

なお、是正改善の措置が講じられていない場合は、翌年度以降の監査事項とし、継続して監査を実施するものとする。